

浦安市・弥富市災害時における相互応援に関する協定書

浦安市及び弥富市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市の地域において、大規模な災害が発生し、被災した市では十分な応急措置を実施することができない場合に、当該被災市の応援を円滑に遂行するため、相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5） 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- （6） 被災児童・生徒の教育機関への受け入れ
- （7） ウェブサイト上における情報の代行発信
- （8） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、応急的に電話その他により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量及び受領場所等
- （3） 派遣を必要とする職員の活動内容、要請人員、場所及び期間等
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（自主的応援出動）

第3条 応援を行おうとする市（以下「応援市」という。）は、大規模災害の発生により要請市との連絡が取れない場合で、要請市周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。

2 自主的判断に基づき応援を行った市は、応援内容等を要請市に速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し、要請市に提供するものとする。

（現地連絡本部の設置）

第4条 応援市は、要請市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、第3条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、別途協議するものとする。

（応援受入体制の整備）

第6条 要請市は、災害時における応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第8条 協定市は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第9条 この協定に基づく相互応援を円滑に行われるよう、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換等を実施するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、両市いずれからも何らの申し出がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 9月27日

千葉県浦安市

浦安市長 松崎 秀樹

愛知県弥富市

弥富市長 服部 彰文